

ニセコ町買物相談・配達代行等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により町内飲食事業者は営業自粛や営業低迷など、苦しい状況が続いている一方で、消費者も新型コロナウイルス感染の恐れから、外出を自粛している町内消費者に対して町内商店やデリバリー、テイクアウトを行っている飲食店などが連携し、買物相談、配達代行の仕組みを構築することで、町民が安心して買物することができるような環境を整備し、町内消費の需要を喚起し、消費の向上をもって地域経済の再生を図ることを目的とする。

2 前項の目的を果たすため、補助事業者を通して実施するものとし、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号。以下「補助規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、ニセコ町商工会とする。

- 2 補助事業者は事業の全部又は一部を事業の遂行が可能な町内事業者に委託することができる。
- 3 町は、本事業を実施するにあたり、補助事業者と適宜連携して実施する。

(利用者)

第3条 本事業を利用できる者は次のとおりとする。

- (1) 買物相談 70歳以上の高齢者、障がい者、母子（父子）家庭の町民とする。ただし、高齢者（65歳以上）のみの世帯で一人が70歳を超えていれば利用できるものとする。
- (2) 買物代行 町民

(参加事業者)

第4条 本事業に参加できる町内事業者は、町内に住所を有する店舗若しくは事業所を持つ小売店及び飲食事業者とし、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) ニセコ町商工会に加盟する事業者
 - (2) 補助事業者が認める前号以外の事業者
- 2 前項第2号で定めた事業者は、あらかじめ補助事業者が別途作成する参加申込書を提出し、補助事業者により認められなければならない。また、次の各号に該当するときも参加することができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員及び構成員と関わりがある者
 - (2) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属している者及びその者と関わりがある者
- 3 補助事業者は参加事業者を増やすため、広く事業内容を周知し、町内事業者等に参加を求めなければならない。

(利用方法及び町民周知)

第5条 本事業の利用料は次のとおりとする。

- (1) 買物相談 原則無料
 - (2) 宅配事業 補助事業者が定める利用料及び商品代金
- 2 第3条各号に定めた事業は、同条で定めた利用者が併用して利用することができる。
- 3 そのほか利用に必要な事項は町と補助事業者の協議で定めるものとする。

4 補助事業者は多くの利用者に事業を活用してもらうため、町民に広く周知しなければならない。

(参加事業者の取消し)

第6条 町長は、第4条第1項で登録した参加事業者と同条第2項各号に該当することが判明した場合は、当然に参加事業者としての登録から除外することができる。不正行為が行われた場合も、また同様とする。

2 前項で除外された参加事業者は、除外後、本事業の支援を受けることができないものとする。

(交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第8条 補助金の交付申請及び交付の決定は、補助規則によるものとする。

(事業変更及び変更申請)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合は、あらかじめ町長と調整し、事前に承認を得なければならない。

2 前項の調整に基づいて変更交付申請及び変更の決定を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定の通知)

第10条 第8条及び前条により決定したときは、交付(変更)決定通知を行うものとする。

(概算払い)

第11条 町長は、必要があると認める場合においては、補助金の概算払いをすることができる。

(実績報告)

第12条 補助規則に基づき提出する実績報告には、補助事業者が別に定める次の書類を添付しなければならない。

(1) 運営日報

(2) 利用者調書

(3) その他町長が求める書類

(事業執行管理)

第13条 補助事業者は、本事業の執行を適切に運営管理するものとし、町長から事業執行状況について求めがあるときは、速やかに対応するものとする。

(調査)

第14条 町長は、必要があると認めるときは補助事業者に対し、検査を行い、又は報告を求めることができる。

(個人情報保護)

第15条 補助事業者は本事業で知り得た個人情報を、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。本事業が完了した後も、また同様とする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和2年5月18日から施行する。

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表

項目	内容
車両代	買い物代行で使用する営業車の車両代
印刷費	町民周知用チラシ作成に係るデザイン・印刷代
広報費	新聞折込料
事務費	電話代、郵便代、コピー用紙、封筒代、印刷機トナー 他
燃料費	買い物代行に係る営業車のガソリン代等
労務費	労務費（町内商店・飲食事業者のとりまとめ、町民周知用チラシ作成、買い物代行、町民・事業者との連絡調整等）
その他	その他町長が必要と認める経費